

渋谷区立千駄谷小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止についての基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校にも、どの子供にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送り仲間とともに成長できるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【いじめ防止対策推進法 第2条より(平成25年9月28日施行)】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

いじめは、どの学校でもどの児童にも起こり得るものである。また、多くの児童が入れ替わりながら被害や加害を経験している。加えて、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、周囲を取り巻く「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容せず、抑止しようとする雰囲気を形成することが重要と考える。さらに、被害児童の安全確保など徹底して守り通すことと、加害児童を含めたケアや指導が大切である。

これらの認識の下、いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめに対して迅速かつ組織的に対応する、次のようないじめ防止等の具体的な対策を推進する。

- 児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出に努める。
- 児童が安心して相談できる環境を構築する。
- いじめをしない、させない、許容しない意識を醸成する指導に取り組む。
- 保護者に向けて理解促進や啓発の情報発信を行い、理解と協力を得ていじめの解決を図る。
- 外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

3 いじめ防止のための校内体制

- (1) 校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認めるものとする。
- (2) 委員会は、本校におけるいじめ等の未然防止や早期解決等の取組に関することや、相談内容の実態把握、いじめ認知の判断、対応方針の策定、対応、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関するを行う。

- (3) いじめの相談があった場合には、委員会に当該の学級担任、学年主任を加え、聞き取りやアンケートを通じての事実関係の把握、関係児童・保護者への対応策等について協議し、連携しながら対応に当たる。なお、いじめに関する情報については、本委員会が定めた様式で記録し、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度ごとの取組において、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 互いに安心して安全に過ごすために、名前に「さん」を付けて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いや対応をすること、多様性や互いの良さを認めあえる雰囲気づくりや規範意識の醸成を通じて、いじめに向かわない学級集団の形成を図る。
- 「わかる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) いじめ防止のための学習プログラム

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を推進し、読書活動・体験活動等を充実させ、いじめに向かわない態度や能力の育成を図るために次の指導を年3回以上行い、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進める。
 - ・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
 - ・いじめをしない、させない、許さない意識を醸成する指導
 - ・互いの個性の理解をねらいとした指導
 - ・望ましい人間関係の構築をねらいとした指導

(3) 特別活動の充実

- 児童の発意や発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感や達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
- たてわり班活動(異学年交流)の中で、協力したり協調したりすることを学習し、他者とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(4) 相談体制の整備

- 児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーなどを含む全ての教職員がいつでも相談に応じることのできる環境を整備する。
- 日ごろから児童とコミュニケーションを十分に図り、受容的共感的に聞く姿勢を大切にして信頼関係を構築する。
- 5年生に「SOS 出し方授業」を実施し、適切な援助希求行動ができるよう指導する。
- 校内組織(学校いじめ対策委員会、生活指導部会、特別支援教育校内委員会など)や、関係諸機関(スクールソーシャルワーカー、学校サポートチーム、警察、児童相談所など)を活用し、相互の連携によって対応に当たる。

5 いじめの早期発見

- 児童に対するアンケート調査等を実施し、いじめやいじめの疑いがある状況の早期発見・早期対応、未然防止を図る。

児童へのアンケートの実施時期 渋谷区からの forms アンケートを使用

	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめアンケート (ふれあいアンケート)		○		○		○			○	
学校生活アンケート 対象:3年生以上	○		○		○		○	○		○

- 教職員による日常的な声掛けや、校内巡回などにより様子を観察する。
- スクールカウンセラーや担任による児童全員面談を通し状況を把握する。
- 週1回の生活指導夕会や教育ダッシュボードの活用を通して、児童の様子を共有し指導に生かす。
- 保護者会や学校便り、学校ホームページ、Home & School 等を通して学校の取組や児童の様子を発信し、情報の共有を図る。
- 学校いじめ対策委員会を核として、いじめにかかわる情報の収集・分析と指導方針の見直しを図る。

6 いじめの事実確認

- いじめやいじめの疑いを把握した場合には、速やかに学校いじめ対策委員会においていじめ認知の判断のための事実確認の情報収集を行う。
- 教職員は役割分担を行い、関係児童等への聞き取りや、アンケートの実施等を通じて、事実の詳細を確認する。
- 確認した事項に基づき、学校いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を決定する。
- 学校いじめ対策委員会での協議事項や、事実確認した事項等については、本委員会で定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。
- 確認した事実関係と今後の対応方針については関係する保護者と共有する。

7 いじめに対する早期対応

- 学校いじめ対策委員会において決定した対応方針に基づき組織として対応する。
- いじめを受けた児童やその保護者へスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。
- 良かれと思って行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合等には、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者や関係機関と情報を共有し、連携する。
- スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、保護者等への相談支援体制を整備する。

8 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、区教育委員会へ速やかに報告し連携する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関(警察、児童相談所等)との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ※法第28条に基づく調査の実施

9 その他

- ◎地域行事やスポーツイベントへの積極的な参加、たてわり班活動や千駄谷なかよし園、原宿外苑中学校との異年齢交流等を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの防止に努める。
- ◎教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に迅速かつ適切に取り組むことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化、校務の効率化を図る。

<令和8年度 いじめ未然防止取組の年間指導計画 >

	主な取組	具体的な活動内容
4月	全校朝会での講話 保護者会 学校運営協議会での周知	・自分から進んであいさつし、友達に声をかける習慣形成 ・学校・学級の指導方針の説明 ・組織説明、協力依頼、今年度の方針の説明
5月	校内研修会① スクールカウンセラーによる 全員面接 生活指導全体会	・「いじめ総合対策【第3次】」(都教委)を活用した研修 ・高学年児童との面談、実態把握 (5年生:5月 6年生:9~10月) ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解
6月	児童向けアンケート (1回目) ふれあい月間 SOS 出し方授業(5年) 道徳授業地区公開講座 PTAへの周知	・全校児童へのアンケート実施や学級担任等による児童面談 ・教職員向けチェックリスト:現状把握、課題の共有、取組改善 ・身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さの指導 ・内容検討中 ・PTA 役員会での周知
7・8 月	いじめ防止に関する指導 相談窓口一覧配付 個人面談 校内研修会②	・発達段階に応じて、児童自身がいじめについて考え、適切な行動選択と意思決定ができる資質や能力の育成 ・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・「いじめ総合対策【第3次】」(都教委)を活用した研修
9月	児童向けアンケート (2回目) 保護者会 教育相談研修会	・夏休みの児童の様子を把握 ・全校児童へのアンケート実施や学級担任等による児童面談 ・保護者から児童の様子を把握 ・学級経営や児童の特性に応じた支援方法等について研修 ・いじめの理解と対策について事例に基づいた研修
10 月	運動会	・運動会を通じた児童の所属感や連帯感、協調性の育成
11 月	児童向けアンケート (3回目) ふれあい月間 いじめ防止に関する指導	・全校児童へのアンケート実施や学級担任等による児童面談 ・教職員向けチェックリスト:振り返り、成果の共有、次年度への課題の把握、取組改善 ・人権教室(4年)、弁護士によるいじめ予防授業(5年)
12 月	人権週間 相談窓口一覧配付 学校評価 校内研修会③	・友達・家族・身近な社会を通じた基本的な人権の理解 ・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導 ・本校の取組の評価、重点課題の把握、改善策の検討 ・いじめの理解と対策について事例に基づいた研修
1月	冬休みの生活調査 いじめ防止に関する指導 教育相談研修会	・冬休みの児童の様子を把握 ・冬休み以降の児童の観察 ・発達段階に応じて、児童自身がいじめについて考え、適切な行動選択と意思決定ができる資質や能力の育成 ・学級経営や児童の特性に応じた支援方法等について研修
2月	児童向けアンケート (4回目) 学校運営協議会	・全校児童へのアンケート実施や学級担任等による児童面談 ・本校の取組の評価、重点課題の把握、改善策の検討
3月	新年度計画 相談窓口一覧配付 保護者会で取組周知	・学校いじめ防止基本方針改訂及び次年度年間取組計画策定 ・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導 ・保護者からの意見聴取
毎週	生活指導夕会	・児童の配慮事項や課題や対応方針等の共通理解 ・担任より指導の経過や児童の変容などを報告
毎月	学校いじめ対策委員会 いじめ認知件数調査	・いじめの理解と対策について事例に基づいた研修 ・情報収集、実態把握、判断、対応、状況確認